

『障がい』でお困りのことはないですか？ 障がい者相談を実施しています

市では、身体・知的・精神の障がいについて「障がい者相談」を実施しています。

委嘱された「障がい者相談員」が、当事者や家族の立場でさまざまな相談にのってくれます。

定例の相談開設日を設定していますが、障がい種別や相談内容によって相談員と調整し、別途日程調整することも可能です。

また、定例開設日は、当事者同士の交流会や、各種団体との情報交換の場としても活用いただけますので、まずは市役所に問い合わせてください。

身体障がい者相談

- **相談員** 身体障がい者相談員(市委嘱) 6人
* 肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいのある当事者
- **開設日** 奇数月第4木曜日 午前10時～正午
5月28日、7月23日、9月24日、11月26日
平成28年1月28日、3月24日
- **開設場所** 市役所会議室

知的障がい者相談

- **相談員** 知的障がい者相談員(市委嘱) 2人
* 知的障がいのある人の家族
- **開設日** 奇数月第4火曜日 午前10時～正午
5月26日、7月28日、9月29日、11月24日
平成28年1月26日、3月22日
- **開設場所** 市役所会議室

精神障がい者相談

- **相談員** 精神障がい者相談員(市委嘱) 5人
* 精神障がいのある当事者
- **開設日** 奇数月第4水曜日 午前10時～正午
5月27日、7月22日、9月30日、11月25日
平成28年1月27日、3月23日
- **開設場所** さんばみち(赤穂市浜市329番地2)

開設日以外で相談にのってほしい！開設日に当事者(家族)の交流会をしたい！などあれば…

- **問い合わせ先** 社会福祉課 障がい福祉係
☎ 43・6833 FAX 45・3396
E mail shougai@city.ako.lg.jp

もう一度助産師・看護師として働いてみませんか？ 職場復帰のための研修会

眠っているせっかくの免許証を生かしませんか？あなたの職場復帰をお手伝いします。迷っている方、今すぐ就職できない方も気軽にご参加ください。

- **応募条件** 看護師・助産師免許を有し、将来的に臨床現場への復帰を希望される潜在看護師・助産師の方
- **日時** 6月23日(火) 午前9時30分～午後3時
- **場所** 赤穂市民病院 4階寺子屋・ダイルーム
- **定員** 5名程度
- **申込方法** 受講申込書に氏名、住所等を明記し、メール又はFAX、電話で申し込みください。
- **申込締切** 6月16日(火)
- **その他** ▷衣服(スクラブ)は、病院で用意します。(申し込み時にサイズをお知らせください)▷白系の運動靴、筆記用具、お弁当等を持参ください。▷研修日には、未就学児のお子様をお預かりすることができます。(要申込)
- **申込先** 赤穂市民病院 看護部 教育担当 橋口
メール kango1090@amh.ako.hyogo.jp
☎ 43・3222(代) FAX 43・0351

女性がん検診 無料クーポン券を配布します

女性がん検診(子宮頸がん・HPV・乳がん)を無料で受診していただける無料クーポン券を配布します。対象の人は表のとおりです。

送付日は6月下旬を予定しています。検診実施時期は7月～12月末の予定です。詳しくは配布する案内をご覧ください。

☎保健センター ☎43・9855

○=全員、△=過去5年間で受診されていない人のみ

※年齢	生年月日	子宮	子宮HPV	※年齢	生年月日	子宮	乳
20	H6.4.2～H7.4.1	○	—	40	S49.4.2～S50.4.1	△	○
22	H4.4.2～H5.4.1	△	—	42	S47.4.2～S48.4.1	—	△
25	H元.4.2～H2.4.1	△	—	45	S44.4.2～S45.4.1	—	△
27	S62.4.2～S63.4.1	△	—	47	S42.4.2～S43.4.1	—	△
30	S59.4.2～S60.4.1	—	○	50	S39.4.2～S40.4.1	—	△
31	S58.4.2～S59.4.1	—	△	52	S37.4.2～S38.4.1	—	△
32	S57.4.2～S58.4.1	—	△	55	S34.4.2～S35.4.1	—	△
33	S56.4.2～S57.4.1	—	△	57	S32.4.2～S33.4.1	—	△
34	S55.4.2～S56.4.1	—	△	60	S29.4.2～S30.4.1	—	△
35	S54.4.2～S55.4.1	—	△	※平成27年4月1日現在の年齢です			
36	S53.4.2～S54.4.1	—	△				
37	S52.4.2～S53.4.1	—	△				
38	S51.4.2～S52.4.1	—	△				
39	S50.4.2～S51.4.1	—	△				



国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

日本年金機構より「ねんきん定期便」が届きます

毎年1回、誕生月に国民年金及び厚生年金の加入している人に、日本年金機構より「ねんきん定期便」が送られます。

節目となる年齢の人(35歳・45歳)や、年金の請求を間近に控えた人(59歳)には、封書により詳しく記載されたものが送付されます。「ねんきん定期便」が届いたら、年金加入記録の内容を十分にご確認ください。

●お知らせする内容

- ①これまでの年金加入期間
- ②これまでの加入実績に応じた年金額
- ③これまでの保険料納付額
- ④最近の月別状況等

● **ねんきん定期便のご相談は「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ** **0570・058・555**
(一部のIP電話・PHS用)

03・6700・1144

「ねんきんネット」をご利用ください！

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」では、年金に関する便利なサービスをインターネットからご利用いただけます。

ご利用にはユーザIDの取得が必要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金記録照会を希望する人は、市役所でも利用いただけますので、お気軽に市役所年金担当へ問い合わせください。

※申請時には本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。

離職等により、保険料の納付が困難な場合は免除制度をご利用ください

離職等により、国民年金に加入したものの、保険料の納付が困難な人は、免除制度をご利用ください。

免除には、本人・配偶者・世帯主の所得審査がありますが、離職した人は、前年収入があっても、ハローワークの作成する「離職票、雇用保険受給資格者証等」の提示により、前年度収入が無かったものとして審査されます。(ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。)

●免除申請に必要なもの

▷年金手帳 ▷認印 ▷離職者の「離職票、雇用保険受給資格者証等」



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

平成27年8月から高額介護(予防)サービス費が一部見直しされます

高額介護(予防)サービス費とは、同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担が高額になった場合、1カ月の利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算)して上限額を超えたとき、申請により、超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として後から支給される制度です。

介護保険制度の改正により、平成27年8月から同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の方(課税所得145万円以上)がいる場合、その世帯の負担の上限額が44,400円に引き上がります。

ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人の場合は383万円、2人以上の場合は520万円に満たない場合は、申請により、37,200円に戻ります。

平成27年7月まで	
利用者負担段階区分	上限額(月額)
一般	(世帯) 37,200円
市民税世帯非課税	(世帯) 24,600円
市民税世帯非課税で課税年金収入+合計所得金額80万円以下	(個人) 15,000円



平成27年8月から	
利用者負担段階区分	上限額(月額)
現役並み所得相当	(世帯) 44,400円
一般	(世帯) 37,200円
市民税世帯非課税	(世帯) 24,600円
市民税世帯非課税で課税年金収入+合計所得金額80万円以下	(個人) 15,000円